

虐待防止(改善)のしくみ

～ 虐待を防止(改善)するために講ずる措置の概要～

1 利用者、保護者等からの虐待に関する通報窓口として、虐待解決責任者を設けている。また当事者等からの虐待通報に適切に対処するため、当該事業所関係者及び利用者以外の中立・公正な「第三者委員」を設置し、双方の間に入って助言を行い、話し合いに立ち会うなど、積極的な役割を果たしてもらっている。 詳細は『法人・事業所窓口』をご覧ください。

2 迅速に虐待を改善(防止)するための処理体制・手順

